

法人名	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号					
	事業年度	令和 令和	年 年	月 月	日 日	から まで

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業 (法第72条の2第1項第2号に掲げる事業) を併せて行う法人				
資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓、㉔若しくは㉕	① 兆 十億 百万 千 円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②	期末の総従業員数	④	
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人				
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤ 兆 十億 百万 千 円	特定内国法人	⑬	%
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥	特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-⑩/別表⑩)		
差引 ⑤-⑥	⑦	非課税事業を併せて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/別表⑩) 又は (⑦×別表5の2の2⑩/別表⑩)	⑧	国内における非課税事業に係る期末の従業員 者数	⑭	人
再差引 ⑦-⑧	⑨	国内における事務所又は事業所の期末の従業員 者数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩			
課税標準の特例に係る控除額 ㉑	⑪			
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫			

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係		法附則第9条第1項関係	
資本金等の額 別表5の2下表3⑳	⑬ 兆 十億 百万 千 円	資本金の額 別表5の2下表1㉑	⑲ 兆 十億 百万 千 円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑭	法附則第9条第1項に係る額 ⑲×2	⑳
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑮	法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項関係	
仮計 ⑬+⑭-⑮	⑯	月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は (⑯-⑰)	㉒ 兆 十億 百万 千 円
資本金の額 別表5の2下表1㉑	⑰	課税標準の特例に係る控除割合	㉓
資本準備金の額	⑱	未収金の帳簿価額	㉔ 円
仮計 ⑰+⑱	⑲	総資産価額	㉕
⑲と⑳のいずれか大きい額	㉑	課税標準の特例に係る控除額 (㉒×㉓)又は (㉒×㉔/㉕)	㉖ 兆 十億 百万 千 円
		法附則第9条第23項関係	
		資本金等の額 別表5の2下表3㉑又は㉒	㉗ 兆 十億 百万 千 円
		政府の出資の金額	㉘
		法附則第9条第23項に係る額 ㉗-㉘	㉙

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳ 兆 十億 百万 千 円	外国における事務所又は事業所の期末の従業員 者数	㉑	人
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉑/㉒	㉒	期末の総従業員数	㉓	
差引 ⑳-㉒	㉔	非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉔×㉑/㉒	㉕	国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	㉖	人
控除額計 ㉒+㉕	㉗	国内における事務所又は事業所の期末の従業員 者数	㉘	